

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年4月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年4月10日(火) 午後4時00分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)について

2 出席委員(19人)

1番 矢野 誠治	2番 桑住益次郎	3番 村上 正一
4番 西本 茂市	5番 大和 典昭	6番 吉野 一也
7番 田上 稔徳	8番 後藤 康之	9番 佐藤 浩之
10番 本田 和寛	11番 日高 裕成	12番 大山 陽一
13番 矢野 章	14番 坂本 幸則	15番 服部 貞夫
16番 鹿子木壽代	17番 坂本 里美	18番 岩下 土代
19番 礮部 徳美		

3 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

平成30年度第1回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

農業委員会開会前に人事異動あいさつ

- － 土野新経済部長挨拶 －
- － 鍋島新事務局長挨拶 －
- － 渡辺旧事務局長挨拶 －

事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数19名中19名の出席でございますので菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長

<あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。
「議長一任」
ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に18番 岩下委員 19番 磯部委員にお願いします。
本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。
以上で、日程第1を終わります。
つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局

地法第4条は、権利移動の伴わない転用でございます。
番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：大字津久礼字宮ノ下752番

地目：田

転用面積 1,082㎡

転用目的は、農業用施設（農業用倉庫）です。

この議案につきましては、現地調査を4月2日（火）に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は農振農用地区域の農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として1 資力及び信用から10 法令協議まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

この案件は、農振農用地区域であり、原則転用不可ですが、農業振興に資する農業施設（農業用倉庫）であり不許可の例外と判断しました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明をお願いします。

6 番委員

第1号議案の番号1について、6番委員が説明します。

申請地は、農振農用地区域に存する農地ではありますが、農業用施設である農業用倉庫への転用です。また、申請地は集团的農地の縁辺部であり周辺農地への影響もないと思います。よろしくご審議をお願いします。

12 番委員

施設西側の畑は、申請者が賃借し耕作されておられるため営農に対する日照の影響は問題ないとのことでした。

15 番委員

私も一緒に現地調査に行きましたが、農業用倉庫に人参選果機械の導入を計画されており、ボーリンクする予定と聞いております。それに伴う排水については、隣接する土地改良区の排水路に流すとのことでした。

事務局

土地改良区の排水路使用に関する許可書は申請書類に添付されてありました。

議長

他に意見はありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件については、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、議案は原案のとおり可決されました。
次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を
議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
番号1について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：沖野1丁目5666番25
地目：畑
転用面積 3,301㎡のうち2,562.5㎡です。
転用目的は、工事に伴う工事車両、資材置場等で一時転用です。
権利は、賃借権の設定です。
この議案につきましては、現地調査を4月2日（火）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5
～P7をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤
ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は農振農用地区域の農地です。
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として1 資力及び信用から10 法令協議まで該
当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんで
した。
この案件は、農振農用地区域であり、原則転用不可ですが、菊陽西小学
校の給食室の改築工事に伴う一時転用です。その期間は約6か月と適当
であり、工事終了後には速やかに農地の復元する計画であり、不許可の
例外と判断しました。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」
として判断しました。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を願います。

12番委員

第2号議案の番号1について、12番委員が説明します。
本申請地は農振農用地区域の農地ですが、事務局からの説明のとおり
小学校の工事に伴う工事車両置き場等のための一時転用です。工事終了
後には農地に戻す計画であり、周辺農地への影響もないと思いますので、

よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

12 番委員 現地は、すでに地固めしてある状況ですが、申請者である業者の方には現地調査の際、事業終了後は速やかに農地に戻すよう伝えております。

議長 ありませんか？
無いようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件に、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より平成30年3月30日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書をご覧ください。
1. 利用権設定が27件の57筆で合計面積109,190㎡です。
計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第4号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号と同様に平成30年3月30日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についても意見決定を求められています。
議案書のとおり譲受人が熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件の3筆で合計面積3,866㎡となっています。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。
無いようですので、採決を行います。
第4号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明を求めます

事務局 報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

事務局 議長、お疲れ様でした。
これもちまして定例農業委員会を終了致します。